

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について  
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和62年11月10日から実施する。          なお、本件の実施に伴い、昭和36年3月28日付輸出注意事項36第30号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和62年11月9日限り、廃止する。          (注1)この通達の主な関係法令は、次のとおりである。          外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)          輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)          輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。)          外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)          輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。)          輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)          輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。)</p> <p><u>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第6号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究(平成13年経済産業省告示第761号)</u>  <u>輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物(平成13年経済産業省告示第758号。以下「告示で定める貨物」という。)</u></p>	<p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和62年11月10日から実施する。          なお、本件の実施に伴い、昭和36年3月28日付輸出注意事項36第30号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和62年11月9日限り、廃止する。          (注1)この通達の主な関係法令は、次のとおりである。          外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)          輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)          輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。)          外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)          輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。)          輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)  <u>輸出貿易管理令第4条第1項第4号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成8年通商産業省令第16号。以下「核兵器等開発等省令」という。)</u>  <u>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第6号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める化学に関する研究及び経済産業大臣が告示で定める宇宙に関する研究を定める件(平成12年通商産業省告示第747号)</u>  <u>輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件(平成12年通商産業省告示第922号)</u></p>

輸出貿易管理令第4条第1項第5号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第923号。以下「暗号特例告示」という。）

輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号。以下「貨物省令」という。）

仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を指定する告示（平成5年通商産業省告示第124号。以下「工業所有権侵害貨物を指定する告示」という。）

経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第742号・第746号）

関税法（昭和29年法律第61号）

関税定率法（明治43年法律第54号）

（注2）（略）

0（略）

1 輸出の許可

1 - 0（略）

1 - 1 輸出の許可

(1) 輸出許可事務の取扱い

外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出許可申請

(イ)・(ロ)（略）

(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

輸出貿易管理令第4条第1項第5号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第923号。以下「暗号特例告示」という。）

輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号。以下「貨物省令」という。）

仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を指定する告示（平成5年通商産業省告示第124号。以下「工業所有権侵害貨物を指定する告示」という。）

経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第742号・第746号）

関税法（昭和29年法律第61号）

（注2）（略）

0（略）

1 輸出の許可

1 - 0（略）

1 - 1 輸出の許可

(1) 輸出許可事務の取扱い

外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課（別表第1の1-1に定める商品輸出担当課をいう。以下同じ。）が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出許可申請

(イ)・(ロ)（略）

(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと）  
1～5（略）

（注1）（略）

（注2） 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。

～（略）

告示で定める貨物（別表第1の別紙の1の（注）の及びに掲げるものを除く。）並びに輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの

（略）

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

\* 輸出許可又は承認証番号  
申請者（記名押印又は署名）

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと）  
1～5（略）

（注1）（略）

（注2） 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。

～（略）

「輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件」に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）（別表第1の別紙の1の（注）の及びに掲げるものを除く。）並びに輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの

（略）

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合を含む。）の輸出であって、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき（輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。）。

（「の項（ ）に掲げる貨物」とは、「の項（ ）に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの」をいう。以下同様。）

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

\* 輸出許可又は承認証番号  
申請者（記名押印又は署名）

(住所)  
担当者(所属部署名)  
(氏名)  
(電話番号)( ) 内線

1. 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の項( )に該当しますので輸出(許可・承認)申請書を提出します。

2. 申請の内容

1. 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額(附属品等を除く。)

貨物名	別1	メ-カ-名	数量	価格

(輸出許可・承認申請に係る総価額)

2. 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合

輸出貿易管理令第4条第1項第3号イの規定に該当  
「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の次の規定に該当  
(第1号、第2号、第3号)

輸出貿易管理令第4条第1項第3号ロの規定に該当

3. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)を全て記載(積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地))

4. 輸入者の名称、所在地及び概略(事業内容、従業員数等。以下同じ。)

5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに1. で記載した貨物の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地

(住所)  
担当者(所属部署名)  
(氏名)  
(電話番号)( ) 内線

1. 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の項( )に該当しますので輸出(許可・承認)申請書を提出します。

2. 申請の内容

1. 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額(附属品等を除く。)

貨物名	別1	メ-カ-名	数量	価格

(輸出許可・承認申請に係る総価額)

2. 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物(同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合を含む。)の輸出の場合

輸出貿易管理令第4条第1項第4号イの規定に該当  
「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の次の規定に該当  
(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)

輸出貿易管理令第4条第1項第4号ロの規定に該当

3. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)を全て記載(積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地))

4. 輸入者の名称、所在地及び概略(事業内容、従業員数等。以下同じ。)

5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに1. で記載した貨物の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地

6. 需要の概要（1. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）

(b) ~ (e)

(二) (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可

(1) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第1中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第1貨物であっても、次の(a)から(d)までに掲げるものは、原則として当該貨物に含まれないものとする。

(a) ~ (d) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1 ~ 15	(略)	(略)

6. 需要の概要（1. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）

(b) ~ (e)

(二) (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可

(1) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第1中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第1貨物であっても、次の(a)から(d)までに掲げるものは、原則として当該貨物に含まれないものとする。

(a) ~ (d) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1 ~ 15	(略)	(略)
16	重水素化合物	2の「重水素化合物」の解釈に同じ。
	重水素の原子数の水素	重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が0.015%を超えるものをいう。

の原子数に対する比率が天然の比率を超えるもの	
原子炉用のもの	2の「原子炉用のもの」の解釈に同じ。
原子炉用に用いることができるもの	黒鉛化後の塊状のもの。
周波数変換器	交流電源として用いることのできる電力供給用のものをいう。
	インバータ、コンバータ又は発電機能を有する周波数変換器を含む。
粉	粉の粒径は、ASTM規格B330で測定するものとし、すべての粒子の最大径が1mm以下のものをいう。
ニッケル、ニッケル合金、ニッケル化合物若しくはニッケル混合物の粉	粒子の形状が短繊維状のものを除く。
多孔質金属	組織全体に互いに連結した均質な細孔を有

	する金属物質になるように成型し、焼結したものをいう。
しごきスピニング加工機	2の「しごきスピニング加工機」の解釈に同じ。
マンドレル	成形作業に使用される芯型。
数 値 制 御	2の「数値制御」の解釈に同じ。
数値制御を行うことができる工作機械	2の「数値制御を行うことができる工作機械」の解釈に同じ。
輪 郭 制 御	2の「輪郭制御」の解釈に同じ。
アイソスタチックプレス	2の「アイソスタチックプレス」の解釈に同じ。
ロボット	<p>マニピュレーション機構であって、C P制御又はP T P制御のいずれかによるものうち（センサーを有するものを含む。）、次のすべてに該当するものをいう。</p> <p>イ 多機能である。</p> <p>ロ 三次元空間を自由に動くことにより、材料、部品、工具又は特別装置の位置決め又は方位決めが可能である。</p> <p>ハ 閉ループ又は開ループのサーボ装置（ステッピングモーターを組み込んだものを含む。）を有する。</p> <p>ニ 教示若しくはプレイバック方法により、又はプログラム可能なロジックコント</p>

ローラとして用いる電子計算機により、メカニカルな介在なしで、利用者によるプログラム書き換えを可能とする機能を有する。

直角座標マニピュレータシステムとして定義されるスタックークレーンであって、貯蔵場所の垂直な配列と一体のものとして製造され、貯蔵又は取り出しのために貯蔵場所の中身にアクセスできるように設計されたものを除く。

操縦ロボット

2の「操縦ロボット」の解釈に同じ。

シーケンスロボット

2の「シーケンスロボット」の解釈に同じ。

エンドエフェクター

2の「エンドエフェクター」の解釈に同じ。

棒

円筒形のものをつくることのできる円柱形のもので、外径に比し長さの長いものをいう。

炭素繊維

炭素の質量含有量が90%以上であって、有機繊維前駆体を焼成して得られる繊維をいう。(ISO472A 5参照)

アラミド繊維	芳香族基がアミド基によって結合した線状高分子であり、アミド基の85%以上が直接2つの芳香族環に結合し、かつ、イミド基が50%以上アミド基によって置換されているものをいう。(ISO2076参照)	
炭素繊維、アラミド繊維、ガラス繊維	2の「炭素繊維、アラミド繊維、ガラス繊維」の解釈に同じ。	
成型品		特定の民生用途に設計されたものを除く。
マルエージング鋼	極低炭素の高ニッケル鋼に、モリブデン、コバルト、チタン又はアルミニウムを成分配合した組成に溶体化処理した後、430～550で時効処理を加え、マルテンサイト基地に金属間化合物を析出、硬化させた超強力鋼で次の化学成分に該当するもの。 炭素 0.03%以下、ニッケル 11.5%以上26.0%以下、モリブデン 10.0%以下、コバルト 15.0%以下、チタン 0.1%以上2.0%以下、アルミニウム 0.7%以下、クロム 6.0%以下	
複合材料	10の「複合材料」の解釈に同じ。	
繊維で補強した有機物又は金属をマトリックスとするもの	補強材とする連続した繊維の間の空間を有機物又は金属で埋めた実質的に連続した相からなるもの。	

炭素及び炭素繊維を用いた複合材料	炭素繊維（形状は、5の「有機繊維、炭素繊維、無機繊維」の解釈に同じ。）を補強材とし、炭素をマトリックス（5の「マトリックス」の解釈に同じ。）とする複合材料をいう。	
セラミックの複合材料	セラミックをマトリックス（5の「マトリックス」の解釈に同じ。）とする複合材料をいう。	
噴霧粉又は球形粉	4の「噴霧粉又は球形粉」の解釈に同じ。	
地 金	2の「地金」の解釈に同じ。	
半 製 品	2の「半製品」の解釈に同じ。	
化 合 物	2の「化合物」の解釈に同じ。	
一 次 製 品	2の「一次製品」の解釈に同じ。	
カルシウム化合物		カルシウムを含む食糧品及び医薬品を除く。
マグネシウム化合物		マグネシウムを含む食糧品及び医薬品を除く。
フィラメントワインディング装置	2の「フィラメントワインディング装置」の解釈に同じ。	
レーザー発	2の「レーザー発振器」の解釈に同じ。	

振器		
二酸化炭素レーザー発振器		産業用の二酸化炭素レーザー発振器であって、持続波を発振するものを除く。
貨物等省令第14条の2の第三号中のパルス	持続波にパルス光が重畳されたものを含む。	
ラマンレーザー発振器	2の「ラマンレーザー発振器」の解釈に同じ。	
分析される物質の分子線を用いてイオン化する	2の「分析される物質の分子線を用いてイオン化する」の解釈に同じ。	
イオン源	質量分析において、加速するためのイオンを発生させる装置。	
アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源	2の「アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源」の解釈に同じ。	
アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッ	センサユニットを含む。	

ケル製又はニッケル合金製のセンサ		
ソレノイドコイル形	2の「ソレノイドコイル形」の解釈に同じ。	
直流電源装置		一次電池及び二次電池を除く。
電子加速器を用いた装置	電子を加速することにより電子ビームを得るための装置であって、これにより得られた電子ビームを外部に取り出すことのできるものをいう。	
電子顕微鏡の部分品	2の「電子顕微鏡の部分品」の解釈に同じ。	
衝撃試験機	2の「衝撃試験機」の解釈に同じ。	
回転反射鏡を用いたもの	2の「回転反射鏡を用いたもの」の解釈に同じ。	
貨物等省令第14条の2の第三十七号イ中の部分品	同期電子装置又は回転反射鏡の組立品（タービン、ベアリング、鏡等から構成されているもの）を含む。	
電気制動シャッターであって、カ	2の「カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッター」の解釈に同じ。	

ーセル又は ポッケルス セルを用い たもの	
干 渉 計	2の「干渉計」の解釈に同じ。
冷 陰 極 管	2の「冷陰極管」の解釈に同じ。
トリガー火 花間げき	2の「トリガー火花間げき」の解釈に同 じ。
スイッチン グを行う組 立品	通信用交換機及び機 械的接点を用いてス イッチングを行うも のを除く。
パルス用コ ンデンサ	2の「パルス用コンデンサ」の解釈に同 じ。
パルス発生 器	リモートコントロー ルを除く。
キセノンせ ん光ランプ の発光装置	起爆装置を制御する機能を有するものをい う。
波形記憶装 置	7の「波形記憶装置」の解釈に同じ。
プラグイン ユニット	機器の測定若しくは供給できる範囲又は機 器の機能を変更するために、機器にプラグ とソケット等を用いて結合することができ 、かつ、取り外すことができるモジュール 、組立品又は装置をいう。

		他の用途に用いることができるものを除く。
増幅器	外部増幅器、前置増幅器を含む。	他の用途に用いることができるものを除く。
陰極線管		他の用途に用いることができるものを除く。
サンプリング用の素子又は組立品	サンプリングヘッドを含む。	他の用途に用いることができるものを除く。
窓	2の「窓」の解釈に同じ。	
ヘリウム3の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム	2の「ヘリウム3の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム」の解釈に同じ。	
軍用の化学製剤の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質、軍用の化学製剤と同等の毒性	3の「軍用の化学製剤の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」の解釈に同じ。	

を有する物質の原料となる物質	
反応器	3の「反応器」の解釈に同じ。
流体	3の「流体」の解釈に同じ。
流体と接触するすべての部分	3の「流体と接触するすべての部分」の解釈に同じ。
細粒ステンレス鋼	2の「細粒ステンレス鋼」の解釈に同じ。
細粒炭素鋼	2の「細粒炭素鋼」の解釈に同じ。
気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの	2の「気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの」の解釈に同じ。
硫化水素に対して耐食性のある材料	2の「硫化水素に対して耐食性のある材料」の解釈に同じ。
気密な構造のポンプ	2重以上のシールで軸封をしたポンプ、キャンドポンプ、マグネットポンプ、ベローズポンプ又はダイヤフラムポンプをいう。
供給する部分	3の「供給する部分」の解釈に同じ。

空気中の物質を検知する装置	3の「空気中の物質を検知する装置」の解釈に同じ。	
連続して使用することができるもの	3の「連続して使用することができるもの」の解釈に同じ。	
物理的封じ込めに用いられる装置	3の2の「物理的封じ込めに用いられる装置」の解釈に同じ。	
発酵槽	3の2の「発酵槽」の解釈に同じ。	
遠心分離機	3の2の「遠心分離機」の解釈に同じ。	
クロスフローろ過	3の2の「クロスフローろ過」の解釈に同じ。	
粒子状物質の吸入の試験用の装置	3の2の「粒子状物質の吸入の試験用の装置」の解釈に同じ。	
ターボファンエンジン	4の「ターボファンエンジン」の解釈に同じ。	
アルミニウム化合物		酸化アルミニウムを除く。
多次元に、かつ、多軸方向に織ることができる織機	4の「多次元に、かつ、多軸方向に織ることができる織機又はインターレーシングマシン」の解釈に同じ。	

る織機又は インターレ ーシングマ シン	
レーダー	4の「レーダー」の解釈に同じ。
ロケットの 発射台	ロケットの組み立てから発射までの間、ロケットを保持する装置。
地上支援装 置	ロケットの発射整備作業及び打ち上げ作業に必要な電氣的又は機械的地上装置。
電子計算機	次のイからニまでに該当するものをいう。 イ 1個以上のデータを入力することができるもの ロ データ又は命令を固定若しくは可変（書換え可能）記憶装置に記憶することができるもの ハ 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデータを処理することができるもの（記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶の差換えを含むが、配線及び接続の物理的変更は除く。） ニ データを出力することができるもの
特定の貨物 に使用する ように設計 又はプログ ラムしたも の	製造者が特定の顧客からの仕様の提示に基づいて製造し、その顧客に供給するもの又は供給したものをいう。
探知装置又 はレーダー	ロケット又は無人航空機以外の特定の貨

(ロ)～(ニ) (略)  
(8) (略)

2・3 (略)

#### 4 特例

4 - 1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係

ム		物に使用するように設計したものを除く。
合金	当該金属に含まれる最大組成の金属を当該合金とする。	
化合物（貨物等省令第14条の2第一号、二十号、二十五号、四十九号を除く。）	当該金属に含まれる最大組成の物質を当該化合物とする。	
部分品、付属装置（貨物等省令第14条の2第七十号、七十一号、七十二号、七十三号、七十九号を除く。）		他の用途に用いることができるものを除く。

(ロ)～(ニ) (略)  
(8) (略)

2・3 (略)

#### 4 特例

4 - 1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係

る場合を除き適用されない。

4 - 1 - 1・4 - 1 - 2 (略)

4 - 1 - 3 輸出令第4条第1項第3号の解釈

輸出令第4条第1項第3号の解釈は、次に定めるところにより行う。

○ 「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ、輸出特例になる(外為法第48条第1項の規定の適用はない)というもの。

(1) 輸出令第4条第1項第3号イの解釈

「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は「化学兵器又は生物兵器」を意味する。「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には、大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。

「経済産業省令で定めるとき」とは、核兵器等開発等省令で定める各号の規定をいう。

(2) 輸出令第4条第1項第3号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、0 - 2でいう「輸出の時点」までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することとなる。

4 - 2 (略)

る場合を除き適用されない。

4 - 1 - 1・4 - 1 - 2 (略)

4 - 1 - 4 輸出令第4条第1項第4号の解釈

輸出令第4条第1項第4号の解釈は、次に定めるところにより行う。

○ 「別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合」には、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出に該当するものが含まれる。

○ 「次に掲げるいずれの場合にも(別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする場合にあっては、ロの場合に)該当しないとき」とは、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ、輸出特例になる(外為法第48条第1項の規定の適用はない)が、輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ、輸出特例になるというもの。

(1) 輸出令第4条第1項第4号イの解釈

「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は「化学兵器又は生物兵器」を意味する。「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には、大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。

「経済産業省令で定めるとき」とは、核兵器等開発等省令で定める各号の規定をいう。

(2) 輸出令第4条第1項第4号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、0 - 2でいう「輸出の時点」までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することとなる。

4 - 2 (略)

5～14 (略)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等(「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。)の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出(一般包括輸出許可等取扱要領(平成6年3月18日付け6貿第211号・輸出注意事項6第6号。以下「取扱要領」という。)のの-1の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のの1の(1)の第1種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のの-1の四の1の(1)、(2)及び(3)の規定中第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(5)の規定に基づき第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出、取扱要領のの-2の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のの1の第2種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のの-2の四の1の(2)及び(3)の規定中第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(4)の規定に基づき第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

1-2-2 (略)

5～14 (略)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等(「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。)の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出(一般包括輸出許可等取扱要領(平成6年3月18日付け6貿第211号・輸出注意事項6第6号。以下「取扱要領」という。)のの-1の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のの1の(1)の第1種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のの-1の四の1の(1)、(2)、(3)及び(5)の規定に基づき第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出、取扱要領のの-2の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のの1の第2種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のの-2の四の1の(2)、(3)、(4)及び(5)の規定に基づき第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

1-2-2 (略)

2～4 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物(1)～(9) (略)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物(下記の(注)の及びに掲げるものを除く。)を除く。)であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(19)までに掲げるものを除く。)
- (11) 告示で定める貨物(下記の(注)の及びに掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域又は大韓民国を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(19)までに掲げるものを除く。)

(注)

輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号八に該当するもの(第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第1号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。ただし、輸出令第4条第1項第3号イ又は口に該当するものを除く。)

輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第9号に該当するもの(暗号特例告示の第1号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。ただし、輸出令第4条第1項第3号イ又は口に該当するものを除く。)

- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(15)

- (16) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき

2～4 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物(1)～(9) (略)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物(下記の(注)の及びに掲げるものを除く。)を除く。)であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの(下記の2の(16)に掲げるものを除く。)
- (11) 告示で定める貨物(下記の(注)の及びに掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域又は大韓民国を仕向地とするもの(下記の2の(16)に掲げるものを除く。)

(注)

輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号八に該当するもの(第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第1号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)

輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第9号に該当するもの(暗号特例告示の第1号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)

- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(15)

- (16) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物(同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合を含む。)の輸出であって、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵

又は輸出令第4条第1項第3号口の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

(17) 輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円(輸出令別表第3に掲げる貨物又は輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする貨物にあっては、5万円)以下のものを輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの

(18) 暗号特例告示で定める貨物のうち、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの

(19) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号八に該当するもの(第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第1号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)若しくは輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第9号に該当するもの(暗号特例告示の第1号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)のうち、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの

(注1)～(注6) (略)

別表第2 (略)

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可・承認申請書(輸出令第2条第1項第3号に該当する場合を除く。)

1-0～1-4 (略)

器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。)

(注1)～(注6) (略)

別表第2 (略)

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可・承認申請書(輸出令第2条第1項第3号に該当する場合を除く。)

1-0～1-4 (略)

1 - 5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1 - 5 - 1・1 - 5 - 2 (略)

1 - 5 - 3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1 - 5 - 4 ~ 1 - 5 - 6 (略)

2・3 (略)

4 輸出許可申請内容明細書

4 - 0 ~ 4 - 2 (略)

4 - 3 「申請の理由」の欄

欄中の「輸出貿易管理令別表第1の項( )」の空欄には、当該輸出しようとする貨物の輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号を記入する。ただし、同表の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合にあっては、16の項の番号のあとに關稅定率法別表の類の番号(2桁)を括弧書きにて記入すること。又輸出承認を要しない場合には「輸出(許可・承認)申請書」の承認を=で消す。

1 - 5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1 - 5 - 1・1 - 5 - 2 (略)

1 - 5 - 3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物のうち、同表の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物の輸出であって、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき)は、5から15までの項の番号及び中欄の括弧の番号の下に、16の項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。

(例) 5 - 1

16 - 1

1 - 5 - 4 ~ 1 - 5 - 6 (略)

2・3 (略)

4 輸出許可申請内容明細書

4 - 0 ~ 4 - 2 (略)

4 - 3 「申請の理由」の欄

欄中の「輸出貿易管理令別表第1の項( )」の空欄には、当該輸出しようとする貨物の輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号を記入する。又輸出承認を要しない場合には「輸出(許可・承認)申請書」の承認を=で消す。

なお、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、同表の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物の輸

なお、輸出令第4条第1項第4号又は第5号の括弧書きの規定により、第4号又は第5号に基づく特例の対象とならない場合には、その旨を記述すること。

(例)「輸出貿易管理令別表第1の16の項(第72類)」

4 - 4 - 0 (略)

4 - 4 - 1 「貨物名」の欄

(1) (略)

(2) 「別1」の欄

当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物ごとに記載すること。

ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、16の項の番号のあとに關稅定率法別表の類の番号(2桁)を括弧書きにて記載すること。

(例) 16 (第72類)

(3) ~ (5) (略)

4 - 4 - 2 「輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出

出であつて、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開發等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく經濟産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあつては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく經濟産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき)は、5から15までの項の番号及び中欄の括弧の番号のあとに、16の項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。

(例)「輸出貿易管理令別表第1の5の項(1)・16の項(1)」

4 - 4 - 0 (略)

4 - 4 - 1 「貨物名」の欄

(1) (略)

(2) 「別1」の欄

当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号を貨物ごとに記載すること。

なお、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、同表の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物の輸出であつて、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開發等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく經濟産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあつては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく經濟産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき)は、5から15までの項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号のあとに、16の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号を記載すること。

(例) 6 - 2

5条2号イ

16 - 6

14条の2・6号イ

(3) ~ (5) (略)

4 - 4 - 2 「輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出

の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、該当する欄にレ印を記入のこと。輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていなければ輸出許可申請不要。

4 - 5 ~ 4 - 9 (略)

[記載例] (別添)

別表第4 ~ 別表第6 (略)

の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物(同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合を除く。)の輸出であって、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき)は、該当する欄にレ印を記入のこと。輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていなければ輸出許可申請不要。

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物(同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合に限る。)の輸出であって、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき)は、該当する欄にレ印を記入のこと。輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていなければ記入不要。

なお、輸出令第4条第1項第4号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当する輸出許可申請の場合は、該当号の欄までレ印を記入のこと。

4 - 5 ~ 4 - 9 (略)

[記載例] (別添)

別表第4 ~ 別表第6 (略)